

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

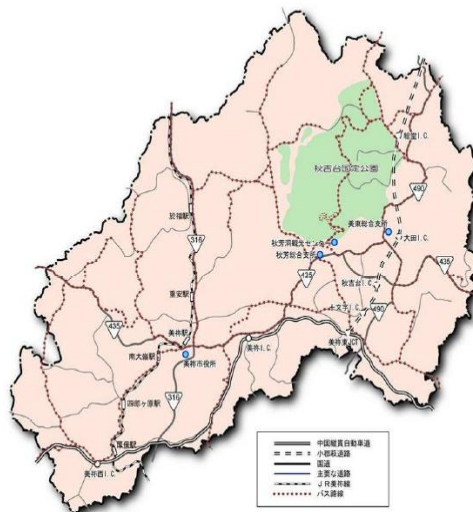
1 現状

(1) 地域の災害リスク

美祢市は、山口県の西部中央に位置しており、山々に囲まれた高原地であって、日本最大のカルスト台地「秋吉台」と東洋最大規模の鍾乳洞「秋芳洞」といった優れた自然景観を有し、多様な自然景観に恵まれている。

市域を、JR 美祢線、国道 316 号、国道 490 号が南北に走り、国道 435 号、中国自動車道が東西に横断しており、市の南部には、美祢西 IC、美祢 IC 及び中国自動車道と小郡萩道路を結ぶ美祢東 JCT を有している。

また、河川については、商工会（以下、当会という）本所地内に厚狭川、秋芳支所地内に厚東川、美東支所地内に大田川の三つが存在する。



①洪水

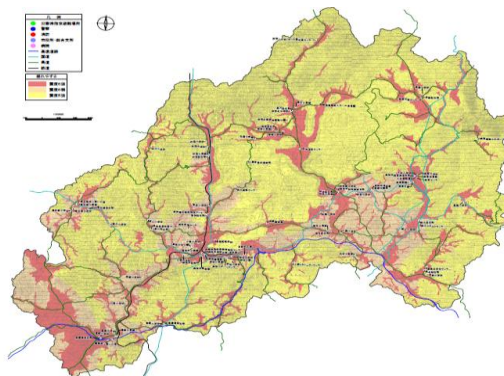
- ・厚狭川（50 年に 1 回程度発生するような大雨（2 日間で 252 mm から 322 mm になる雨）を想定）
美祢市のハザードマップでは、氾濫した場合に想定される浸水は、当会本所が立地する東分地区については 0.5m から 5.0m 未満、西分地区及び西厚保地区、東厚保地区の流域沿いについても 0.5m から 5.0m 未満となっている。
- ・厚東川（100 年に 1 回程度発生するような大雨（2 日間で 335 mm になる雨）を想定）
美祢市のハザードマップでは、氾濫した場合に想定される浸水は、当会支所が立地する秋芳地区については 0.5m から 5.0m 未満、岩永地区及び別府地区、青景地区の流域沿いについても 0m から 5m 未満となっている。
- ・大田川（100 年に 1 回程度発生するような大雨（2 日間で 335 mm になる雨）を想定）
美祢市のハザードマップでは、氾濫した場合に想定される浸水は、当会支所が立地する大田地区については 0.5m から 5.0m 未満となっている。

②土砂災害

美祢市のハザードマップでは、市街地についてはがけ崩れ及び土石流の警戒区域、特別警戒区域が多く点在しており、その区域内には介護・福祉施設、病院、保育園なども存在している。
また、他の地域でも市域の国道、県道、高速道路、河川に沿って、がけ崩れ及び土石流のリスクが高くなっている。

③地震

美祢市のハザードマップでは、大きな影響を及ぼすと想定される菊川断層による地震、どこでも起こりうる直下の地震、近い将来に発生が予測されている東南海・南海地震の 3 つの地震の予想震度を重ね合わせたものとなっており、市内それぞれの地域で最大となる揺れやすさ（震度）は、震度 5 強から震度 6 強となっている。



また、土砂災害リスクと同じく、市域の国道、県道、高速道路、河川に沿って、リスクが高くなっている。

④ため池

美祢市のハザードマップでは、防災重点ため池のうち 20 箇所のため池が集中豪雨や地震（震度 4 以上）の発生により決壊した場合を想定しており、市内それぞれの地域の浸水予想（浸水想定区域・浸水深・洪水到達時間）は、0.5m から 5.0m 以上となっている。

また、山口県ため池マップでは市内 10 箇所のため池が危険ため池となっている。

⑤その他

美祢市では、平成 21 年 7 月の中国・九州北部豪雨により 1 時間に最大 88.0 mm の非常に激しい雨が襲い、県内各地で土砂災害が発生。市内でも被害が甚大であり、この集中豪雨の被害は床上浸水 2 棟、床下浸水 26 棟、死者 1 名となった。

また、翌年 7 月の梅雨前線による大雨での被害は床上浸水 103 棟、床下浸水 180 棟、全壊 2 棟、半壊 23 棟となった。

※山口県「山口県における災害」（平成 29 年 4 月）及び美祢市「美祢市地域防災計画」（平成 31 年 3 月）引用

⑥感染症

新型インフルエンザは、10 年から 40 年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速な蔓延により、美祢市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

（２）商工業者の状況

・商工業者数及び商工会会員数（令和 2 年度商工会実態調査票）

商工業者数	小規模事業者数
1304	823

・業種別内訳（令和 2 年度商工会実態調査票）

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
商工業者	建設業	133	83	土木業は秋芳支所地域、美東支所地域に多い。
	製造業	106	89	市内広域に分散している。
	卸売業	15	7	市内広域に分散している。
	小売業	332	165	大手小売業は本所地域に多く、他は市内広域に分散している。
	飲食宿泊業	120	53	飲食業は本所地域に多く、宿泊業は市内広域に分散している。
	サービス業	308	154	観光業は秋芳支所地域、介護・福祉業は本所地域に多い。
	その他	290	272	市内広域に分散している。

(3) これまでの取組

①美祢市の取組

- ・美祢市地域防災計画の策定（平成 21 年 1 月）
- ・美祢市業務継続計画の策定（平成 29 年 3 月）
- ・防災情報等を配信する「美祢市安全・安心メールサービス」の提供（平成 23 年 6 月）
- ・3 市（下関市・長門市・美祢市）合同防災図上訓練の実施
- ・美祢市総合防災訓練の実施
- ・防災備品の備蓄

②当会の取組

【小規模事業者に対する取組】

- ・BCP に関する国の施策の周知及び計画策定支援
- ・事業継続力強化計画策定支援セミナーの開催
- ・休業対応応援共済及び「山口県火災共済協同組合」の損害保険、福祉共済への加入推進
- ・新型コロナウイルスの拡大防止対策

【当会としての取組】

- ・職員緊急連絡グループの整備
- ・消火器の設置
- ・防災備品の備蓄

2 課題

- ①地区内小規模事業者に対して、事業継続力強化計画の策定支援セミナーや推進支援を行っているが、災害リスクが十分に浸透していない。
- ②美祢市地域防災計画で定めた緊急時の取組が漠然としており、発災時の美祢市と当会の連携等が不明瞭である。
また、協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルなども整備されていない。
- ③平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が十分にいない。
また、保険・共済に対する助言を行える当会経営指導員等職員が不足している。
- ④感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性の周知が図られていない。

3 目標

- ①地区内小規模事業者に対して、セミナー等を通じて、自然災害や感染症拡大等のリスクの認識を促すとともに、事前対策の必要性を周知する。
- ②災害時における連絡体制を円滑に行うため、連絡会議等を通じて、美祢市と当会との間における被害情報報告ルートを構築して、情報共有を図る。
また、災害後は速やかな復興支援、域内において感染症発生時には速やかな拡大防止措置等が行えるよう、連携体制を平時から構築する。
- ③「山口県火災共済協同組合」やその他損害保険各社等との連携体制を平時から構築する。
また、共同で巡回指導を行うことで経営指導員等職員の対応力や専門的なスキルを高めていく。
- ④自然災害や新型コロナウイルス等の拡大に備えるため、セミナーや専門家派遣により機会を捉え、事業者 B C P（事業継続力強化計画、事業継続計画等）作成の周知を図っていく。

【成果目標】

- ①事業者 B C P の策定支援（3 件/年）
新型コロナウイルス拡大への対応の計画策定支援も含む。
- ②美祢市及び商工会連絡会議（構成員：美祢市・当会）の開催（1 回/年）
ただし、新型コロナウイルス等の緊急の対応が必要な場合は、状況に応じての開催も行う。

- ③自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入推進（50件/年）
巡回や窓口指導時、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら共済制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

- ④事業者BCPの策定支援に関するセミナーの開催（1回/年）

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

1 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

2 事業継続力強化支援事業の内容

当会と美祢市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

（1）事前の対策

当会では、多発する自然災害や新型コロナウイルスの拡大など、日々の様々な経営リスクから小規模事業者を守り事業継続を支援する。

①小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・小規模事業者に対して事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、訓練の実施について指導及び助言を行う。
- ・会報や市広報、ホームページ、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必然性、損害保険の概要の紹介等を行う。
- ・巡回及び窓口経営指導時に、ハザードマップや全国商工会連合会作成の共済・保険リスクチェックシート等を活用しながら事業所立地場所の自然災害等のリスク及び影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険、共済加入等）について説明する。
- ・新型コロナウイルスに関しては業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止対策等について小規模事業者への周知を図るとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

②商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和2年度事業継続計画を作成（別添のとおり）。

③関係団体との連携

- ・全国商工会連合会が連携協定を結ぶ大手損害保険各社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者を対象とした事業者BCP策定支援セミナーや損害保険の紹介等を行う。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、山口県商工会連合会等とのセミナー等の共催。
- ・自然災害や感染症拡大等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や個別保険相談会等を「山口県火災共済協同組合」やその他損害保険各社等と連携し実施する。

④フォローアップ

- ・職員連絡会議内で小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認をする。
- ・美祢市及び商工会連絡会議（構成員：当会、美祢市）を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

⑤当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害の発生を仮定し、美祢市と連絡ルートの確認等を行う。

(2) 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が最優先であり、そのうえで、以下の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

① 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後 12 時間以内に職員の安否報告を行う。
(SNS 等を活用した当会職員間での安否確認を行うとともに、業務従事の可否や大まかな被害状況(家屋被害や道路状況等)等を当会と美祢市で共有する。)
- ・ 国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事業者に対しても手洗い、消毒等の徹底の周知を図る。
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づく、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、美祢市における感染症対策本部設置基準により、当会では感染症拡大防止対策を行う。

② 応急対策の方針決定

- ・ 当会と美祢市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
【豪雨における例】 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、2 日以内に情報共有する。
- ・ 被害状況の確認については、次の方法を用いる。
ア) 各事業所からの電話等による被害報告の確認
イ) 職員による現場確認(連絡が取れない事業所において、安全確保が可能な場合のみ)

(例：被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	・ 地区内 10 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・ 地区内 1 % 程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1 % 程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

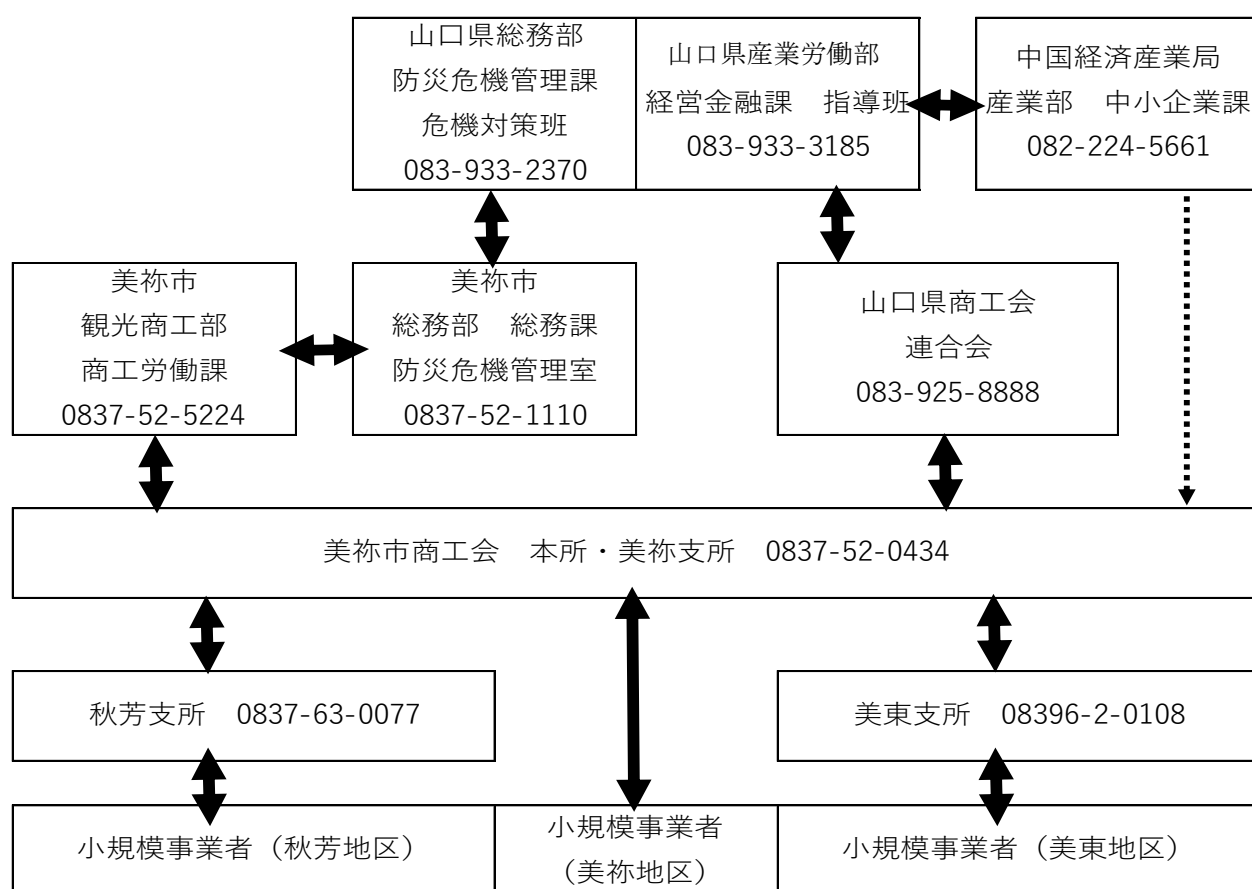
- ・ 本計画により、当会と美祢市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1 週間	1 日に <u>3 回</u> (9 時、13 時、17 時) 共有する
1 週間～3 週間	1 日に <u>2 回</u> (9 時、17 時) 共有する
3 週間～1 ヶ月	1 日に <u>1 回</u> (9 時) 共有する
1 ヶ月以降	2 日に 1 回共有する

- ・ 感染症流行等においては、必要な情報の把握と発信を行うとともに、体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害の発生や新型コロナウイルスの感染拡大等の発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・当会と美祢市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、今後の協議により、被害算定基準等の検討を実施し、事前に確認しておく。
- ・美祢市は、当会と共有した情報を、山口県へ報告する。
- ・当会は、美祢市と共有した情報を、全国商工会連合会の「商工会災害システム」を活用し、随時山口県商工会連合会に報告する。山口県商工会連合会は、山口県の指定する方法にて、山口県商工労働部経営金融課へ被害状況を報告する。
- ・感染症流行の場合、国や山口県からの情報や方針に基づき、美祢市と当会が共有した情報をメール又はファックスにて美祢市または当会より山口県へ報告する。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法等について、美祢市と相談する（当会は、国等の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、新型コロナウイルスの拡大防止対策を施し、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急対策時に有効な被災事業者施策（国や県、美祢市等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

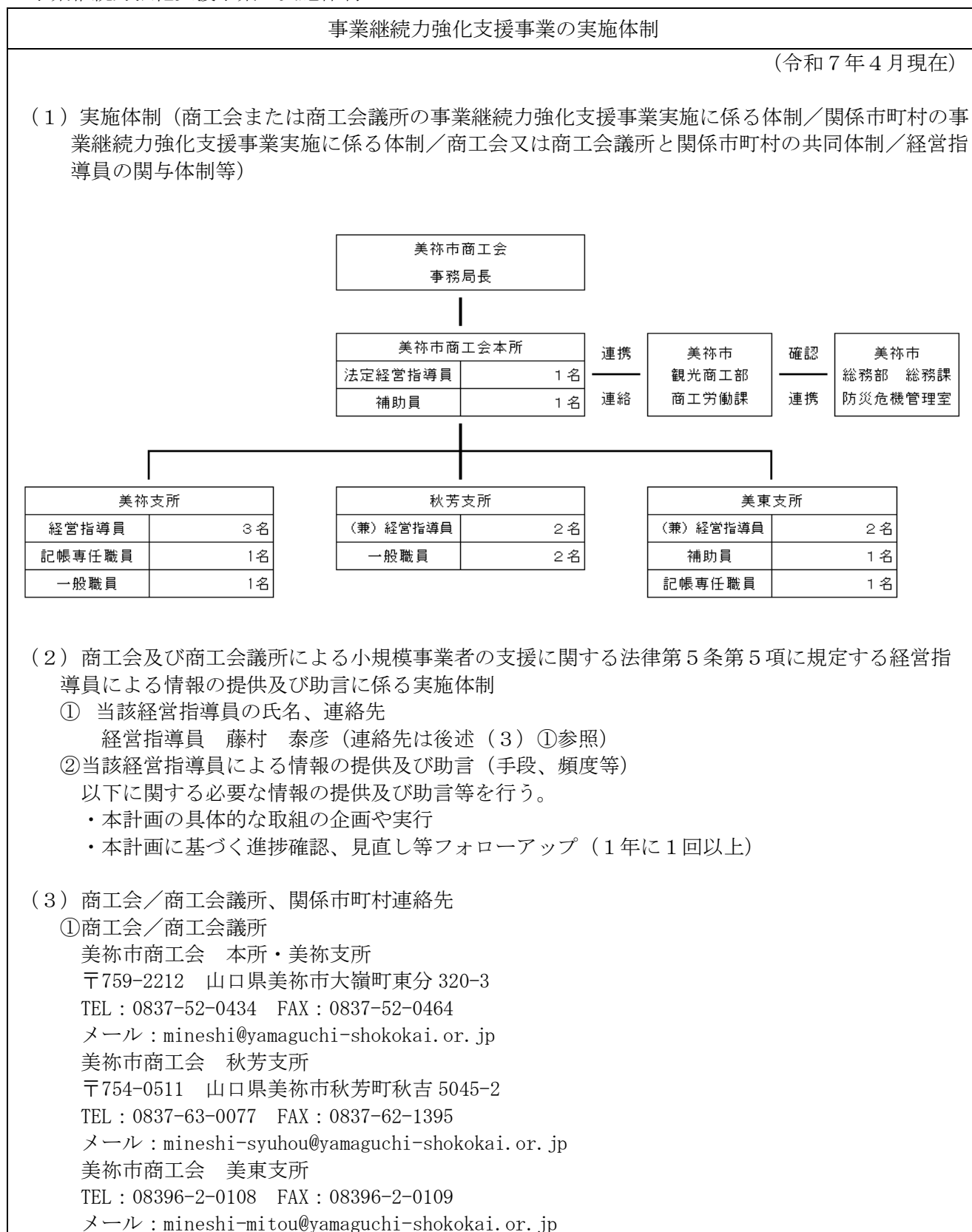
- ・美祢市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を新型コロナウイルスの拡大に留意しつつ、山口県、山口県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

美祢市 観光商工部商工労働課

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

TEL:0837-52-5224 FAX: 0837-52-3434

メール: shoukou@city.mine.lg.jp

美祢市 総務部総務課防災危機管理室

〒759-2292 山口県美祢市大嶺町東分 326-1

TEL:0837-52-1110 FAX: 0837-53-1959

メール: soumu@city.mine.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに山口県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位: 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	115	115	115	115	115
・専門家派遣費	50	50	50	50	50
・協議会運営費	5	5	5	5	5
・セミナー開催費	50	50	50	50	50
・チラシ作成費	10	10	10	10	10

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、美祢市補助金、山口県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。